

(5) 立入検査の実効性の確保

勸告	説明図表番号
<p>県市は、大防法第26条第1項及び第31条第1項の規定に基づき、また、労基署は、安衛法第91条第1項及び第94条第1項の規定に基づき、それぞれ解体等工事の現場に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のための指導等を行うことができることとされている。</p> <p>今回、39県市及び35労基署における立入検査、指導の実施状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>調査した39県市においては、大防法に基づく届出が行われた解体等工事について、住民からの通報があった場合のほか、当該工事の規模、内容等を勘案しつつ、原則、立入検査を行い、必要に応じ改善指導を行っている。また、35労基署においても、安衛法に基づく届出が行われた解体等工事について、住民からの通報があった場合のほか、当該工事の内容、事業者の過去の工事実績等を勘案しつつ、対象工事を抽出して立入検査を行い、必要に応じ改善指導を行っている。</p> <p>(大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出が行われていないが、届出の対象となるアスベスト含有建材の使用が疑われる建築物等の解体等工事に対する立入検査の状況については、前述項目2(2)参照)</p> <p>今回、39県市及び35労基署における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況を抽出調査した結果、次のとおり、一部、改善措置の確認が不十分な状況がみられた。</p>	<p>表2-(5)-①</p>
<p>① 県市</p> <p>調査した39県市において平成26年6月^(注)から27年3月までの間に行われた立入検査について、最新のものから1県市当たり20件程度、計840件を抽出し、改善指導の状況を調査したところ、下表のとおり、事業者に対し改善指導が行われた250件のうち55件(改善指導件数の22%)については、改善措置状況の確認が未実施となっていた。これを改善指導の内容別にみると、事前調査結果の掲示に関するものが39件(改善指導件数の16%)のほか、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものも23件(改善指導件数の9%)みられた。</p> <p>(注) 平成25年に改正された大防法の施行日が26年6月1日であり、これ以降を調査対象とした。</p>	<p>表2-(5)-②</p>

表 立入検査における改善指導及びその改善措置の確認状況（県市）

立入 検査 件数	改善指 導件数 (a+b)		改善 措置 状況 未確 認 (a)	改善 措置 状況 確認 有 (b)		改善 措置 状況 確認 有 (b)	作業 終了 後に 確認	作業 終了 後に 確認		
	事前調 査結果 の揭示 関係	養生、 集じん・排 気装置等 関係		事前 調査 結果 の掲 示関 係	養生、 集じん・排 気装置等 関係			事前調 査結果 の揭示 関係	養生、 集じん・排 気装置等 関係	
840件	250件 (100%)	121件 (48%)	165件 (66%)	55件 (22%)	39件 (16%)	23件 (9%)	195件 (78%)	57件 (23%)	23件 (9%)	44件 (18%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。

3 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」、「改善措置状況確認有」欄とその内訳である「事前調査結果の揭示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

また、残りの195件は改善措置状況の確認が行われているものの、このうち57件（改善指導件数の23%）については、アスベスト除去等作業が全て終了した後の事後的な確認にとどまっていた。この中には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものが44件（改善指導件数の18%）含まれており、立入検査記録等で確認できた限りでは、改善指導の対象となった養生の不備が改善されず、アスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のままアスベスト除去等作業が実施されたとみられるものも2件含まれていた。

表2-(5)-③

② 労基署

調査した35労基署において平成25年1月から27年3月までの間に行われた立入検査について、最新のものから1労基署当たり20件程度、計628件を抽出し、改善指導等の状況を調査したところ、下表のとおり、事業者に対し改善指導が行われた188件のうち3件（改善指導件数の2%）については、改善措置状況の確認が未実施となっていた。これを改善指導の内容別にみると、事前調査結果の揭示に関するもの2件（改善指導件数の1%）のほか、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定結果の記録不備など、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保に関するものも3件（改善指導件数の2%）みられた。

表2-(5)-④

表 立入検査における改善指導及びその改善措置の確認状況（労基署）

立入検査件数	改善指導件数 (a+b)	改善措置状況未確認 (a)		改善措置状況確認有 (b)
		事前調査結果の揭示関係	養生、集じん・排気装置等関係	
628件	188件 (100%)	71件 (38%)	151件 (80%)	185件 (98%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。

3 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」欄とその内訳である「事前調査結果の揭示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

このように改善指導事項に対する改善措置状況の確認を十分に行っていない理由について、県市は、指導事項は事業者が適切に改善しているはずであると考えていること、事業者の提出する作業完了報告書により改善措置を確認していることを挙げている。

しかしながら、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行を確保する上で、指摘事項に対する改善措置の状況を迅速かつ適切に確認しておくことは、必要かつ重要と考えられる。

【所見】

したがって、環境省及び厚生労働省は、解体等工事におけるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省は、県市に対し、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底するよう要請すること。
- ② 厚生労働省は、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底すること。

表2-(5)-⑤

表2-(5)-① 大防法及び安衛法における立入検査に関する規定

○ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

（報告及び検査）

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、（中略）解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、（中略）解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、（中略）解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、（中略）解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 （略）

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

（労働基準監督官の権限）

第91条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2～4 （略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第93条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 （略）

3 労働衛生専門官は、（中略）、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 （略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第94条 （中略）労働衛生専門官は、前条（中略）第3項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

表2-(5)-② 県市における立入検査時の改善指導及びその改善措置の確認状況（平成26年6月～27年3月）

（単位：件）

区 分	立入 検査 件数	改善指 導件数 (a+b)	改 善 措 置 状 況 未 確 認 (a)		改 善 措 置 状 況 確 認 有 (b)		作 業 終 了 後 に 確 認	事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係		養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係	
			事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係	事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係		事 前 調 査 結 果 の 掲 示 関 係	養 生、 集 じ ん・ 排 気 装 置 等 関 係		
北海道	11	4	0	4	0	0	4	4	0	4	
宮城県	12	4	4	2	0	0	4	0	0	0	
埼玉県	23	2	0	2	0	0	2	0	0	0	
千葉県	30	20	10	11	9	9	11	1	0	1	
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川県	22	7	2	5	0	0	7	0	0	0	
新潟県	20	3	1	2	0	0	3	0	0	0	
静岡県	24	10	8	2	0	0	10	5	5	0	
愛知県	30	3	0	3	0	0	3	0	0	0	
京都府	6	3	3	0	0	0	3	2	2	0	
大阪府	28	13	5	10	8	4	5	0	0	0	
兵庫県	17	5	2	4	2	2	3	1	1	1	
岡山県	7	3	3	0	0	0	3	0	0	0	
広島県	20	9	0	8	0	0	9	0	0	0	
福岡県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌市	29	20	5	19	0	0	20	6	2	6	
仙台市	30	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
さいたま市	32	7	1	7	0	0	7	0	0	0	
千葉市	19	9	4	6	3	0	6	4	2	3	
千代田区	23	6	1	5	1	0	5	4	1	4	
新宿区	15	2	0	2	0	0	2	0	0	0	
大田区	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
横浜市	22	18	13	15	3	1	15	12	1	12	
川崎市	30	4	3	1	1	1	3	0	0	0	
相模原市	28	8	1	7	0	0	8	1	0	1	
新潟市	30	18	8	14	1	1	17	0	0	0	
静岡市	26	10	4	8	3	2	7	6	2	6	
浜松市	17	5	5	0	5	5	0	0	0	0	
名古屋市	22	4	0	4	0	0	4	0	0	0	
京都市	27	15	15	2	4	4	11	4	4	1	
大阪市	30	3	1	2	0	0	3	2	0	2	
堺市	30	7	3	4	0	0	7	4	2	2	
神戸市	31	7	6	1	2	2	5	1	1	1	
岡山市	15	15	9	13	13	8	10	2	0	0	
広島市	28	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
福岡市	30	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
北九州市	14	3	2	1	0	0	3	0	0	0	
熊本市	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	840	250 (100%)	121 (48%)	165 (66%)	55 (22%)	39 (16%)	23 (9%)	195 (78%)	57 (23%)	23 (9%)	44 (18%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「養生、集じん・排気装置等関係」欄には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃度測定記録不備など、事前調査結果の掲示を除いた作業基準に合致していないものを計上している。
- 3 () 内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。
- 4 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」、「改善措置状況確認有」欄とその内訳である「事前調査結果の掲示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

表2-(5)-③ 立入検査時の指摘に対する改善措置状況を迅速かつ適切に確認しなかったことによりアスベストの飛散・ばく露のおそれがある状態のまま除去等作業が実施された事例

No.	県市名	概要
1	千葉県	<p>千葉県は、平成26年8月、大防法に基づく届出のあった建築物の解体等工事について、工事着工前に立入検査を実施した。</p> <p>立入検査において、同県担当者は、天井の照明器具が養生されていないことを確認したため、事業者に対し、当該照明器具を工事後も使用する場合、養生を行うよう指導したが、業務の都合もあって改善措置の完了までは立ち会うことができず、後日、改善状況を撮影した写真を送付するよう求めた。</p> <p>事業者が工事終了後に提出した作業完了報告に添付された写真をみると、指摘のあった照明器具本体はビニールで養生されていたものの、当該照明器具は天井裏から穴を通して垂れたコードにぶら下がっており、外部への飛散を確実に防止するためには、この穴も養生により塞ぐ必要があったが、塞がれていなかった。</p> <p>養生は、外部へのアスベストの飛散を防ぐための重要な措置であり、工事着工前に、再度検査することを含め、事業者による改善措置状況を迅速かつ適切に確認する必要があると考えられる。</p>
2	千葉市	<p>千葉市は、平成27年2月、大防法に基づく届出のあった建築物の解体等工事について、工事着工前に立入検査を実施した。</p> <p>立入検査において、同市担当者は、壁に設置された養生が天井まで達していないことを確認したため、天井際まで養生を設置するよう指導したが、改善措置の完了までは立ち会わず、工事後に提出する作業完了報告に、改善状況を撮影した写真を添付するよう求めた。</p> <p>事業者が工事終了後に提出した作業完了報告に添付された写真をみると、一部、養生が天井に達していない状態で作業が実施されていたことが確認された。</p> <p>同市担当者は、指導内容が事業者において徹底されていなかったものと考えられると説明している。</p> <p>養生は、外部へのアスベストの飛散を防ぐための重要な措置であり、工事着工前に、再度検査することを含め、事業者による改善措置状況を迅速かつ適切に確認する必要があると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(5)-④ 労基署における立入検査時の指摘と改善措置の確認状況（平成25年1月～27年3月）

(単位：件)

労基署名	立入 検査 件数	改善指 導件数	事前調査 結果の掲 示関係	養生、集じ ん・排気装 置等関係	改善措置 状況未確 認	事前調査結 果の掲示関 係	養生、集じ ん・排気装置 等関係	改善措置 状況確認 有
札幌中央	15	5	1	4	0	0	0	5
室蘭	20	6	0	6	0	0	0	6
仙台	26	7	1	6	0	0	0	7
さいたま	7	2	0	1	0	0	0	2
川口	4	2	0	2	0	0	0	2
千葉	8	7	4	6	0	0	0	7
東金	9	4	2	2	0	0	0	4
中央	30	4	0	4	0	0	0	4
新宿	30	4	1	4	0	0	0	4
大田	13	3	0	3	0	0	0	3
横浜南	7	3	1	2	0	0	0	3
川崎南	28	9	1	8	0	0	0	9
相模原	22	12	0	12	0	0	0	12
厚木	29	15	11	7	0	0	0	15
新潟	1	0	0	0	0	0	0	0
長岡	7	0	0	0	0	0	0	0
浜松	5	2	1	2	0	0	0	2
静岡	30	1	1	0	0	0	0	1
沼津	30	4	4	1	0	0	0	4
名古屋北	3	2	0	2	0	0	0	2
半田	0	0	0	0	0	0	0	0
京都上	36	29	22	22	3	2	3	26
京都南	6	5	1	3	0	0	0	5
天満	16	4	1	3	0	0	0	4
堺	30	0	0	0	0	0	0	0
北大阪	30	9	1	9	0	0	0	9
神戸東	32	8	3	5	0	0	0	8
相生	8	2	1	1	0	0	0	2
岡山	30	9	4	7	0	0	0	9
広島中央	30	11	2	11	0	0	0	11
廿日市	7	2	1	2	0	0	0	2
福岡中央	10	9	6	8	0	0	0	9
北九州西	30	1	1	1	0	0	0	1
熊本	30	6	0	6	0	0	0	6
玉名	9	1	0	1	0	0	0	1
合計	628	188 (100%)	71 (38%)	151 (80%)	3 (2%)	2 (1%)	3 (2%)	185 (98%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「養生、集じん・排気装置等関係」欄には、養生の不備や集じん・排気装置のアスベスト濃

度測定記録の不備など、事前調査結果の掲示を除いた除去などの作業についての規制に合致していないものを計上している。

- 3 ()内の数値は、「改善指導件数」に対する割合である。
- 4 1件の改善指導において複数の事項について指摘されている場合があるため、「改善指導件数」、「改善措置状況未確認」欄とその内訳である「事前調査結果の掲示関係」と「養生、集じん・排気装置等関係」の合計は一致しない。

表2-(5)-⑤ 県市における改善措置状況の確認方法

No.	県市名	概要
1	千葉県	立入検査の結果、作業基準に適合していない箇所を発見した場合は、直ちに指摘し、その場で改善を求めている。 改善に時間を要する場合は、日時を改め再度立入検査を行って改善措置状況を確認することが望ましいが、日程等の都合がつかない場合は、後日、写真等により報告するよう指示している。 しかしながら、工事の工期は決まっているため、工事着手前に再度の立入検査を行うことや、改善措置状況が分かる写真を送付させて確認することは難しい場合もあり、工事終了後に提出される作業完了報告で確認する場合もある。
2	札幌市	即時に改善できるものは、その場で確認している。即時に改善できないものは、後日、再度の立入検査や後日提出される完了届（添付写真等を含む。）で確認している。
3	千葉市	要綱により、事業者に対し、作業記録として工程ごとの記録写真を撮影し、工事終了後に提出するよう求めている。 当該作業記録と立入検査結果を対照し、立入検査時の指摘事項が改善されているか事後的に確認している。
4	横浜市	立入検査時の指導事項については、検査当日に即時に改善される事項を除き、完了届（市条例により作業終了後1か月以内に提出することを義務付け）に添付させる図面等で確認している。
5	静岡市	静岡市の「特定粉じん排出等作業立入検査マニュアル」（平成24年度）では、事業者が「作業基準（大気汚染防止法第18条の14で定められているアスベスト除去作業の際に事業者が実施すべきこと）を遵守していないと認めるときは、作業基準に従うように指導すること」とされており、これに沿って、直ちに改善できるものはその場で改善させ、それ以外の改善措置状況については、工事完了後に提出される作業完了報告書に写真を添付させ、確認している。
6	京都市	立入調査時に改善可能なものは、その場で改善を確認している。また、直ちに改善することが困難な場合は、事業者が後日提出する作業完了報告書に写真等を添付させて確認している。
7	大阪市	解体等工事終了後、全ての工事において完了報告書を提出するよう指導しており、立入検査時の指導事項については、完了報告書に添付された写真で確認している。
8	岡山市	立入検査時の指摘事項については、養生に穴が空いているものなどはその場で補修させ、改善状況を確認している。事前調査結果の掲示や集じん・排気装置の記録の不備等については、現場で厳しく指導を行っており、事業者も内容を承知し、適切に対応していると考えているとして、その場で改善されたものを除き、改善措置状況の確認は特に行っていない。

(注) 当省の調査結果による。